

第83期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始時間：午前9時30分）

開催
場所

名古屋市中村区平池町四丁目60番地12
グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階
大会議室406・407

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名
選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役
1名選任の件

電子提供措置のご案内

株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、招集ご通知を簡素化してお届けしております。

招集ご通知の全文は、当社ウェブサイトに掲載しております。

なお、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項から一部を除いた書面を同封しております。

meito
名糖産業株式会社

証券コード：2207

株 主 各 位

証券コード 2207
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
名糖産業株式会社
代表取締役社長 三 矢 益 夫

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://www.meito-sangyo.co.jp/ir/>)



東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



株主総会ポータル® (三井住友信託銀行)
(<https://www.soukai-portal.net>)
同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、議決権行使書用紙記載のID・初期パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権
行使書用紙に
ございます

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9時30分）
 2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 大会議室406・407
※お土産およびお飲み物の提供はいたしておりませんのでご了承ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 書面交付請求をされていない株主様には、お手元で株主総会議案をご確認いただけるよう電子提供措置事項のうち株主総会参考書類等もあわせてご送付しております。
- 書面交付請求された株主様にお送りする書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・業務の適正を確保する体制の運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2025年6月26日(木) 午前10時(受付開始午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



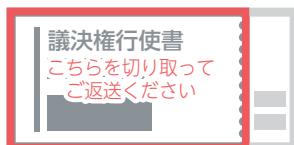
議決権を事前に行使される場合

議決権行使期限 2025年6月25日(水) 午後5時30分必着



書面

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等

株主総会ポータルURL
▶ <https://www.soukai-portal.net>
議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

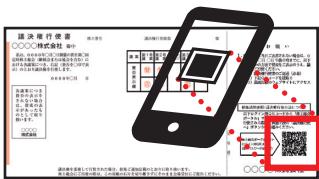
● 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月25日（水）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき18円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金1株につき17円を加えました当期の年間配当金は、前期に比べ7円増配（うち記念配当2円）の1株につき35円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額304,700,094円

(年間配当金は1株につき金35円 総額592,476,366円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の成長投資に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおり別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

創立80周年を機に、長きにわたりお客様に親しまれてきたブランド「meito」と商号を統一することで、国内外への発展を目指し、さらなるブランド認知と企業価値の向上を図るため、商号を「株式会社meito」に変更いたします。これに伴い、現行定款第1条について、所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2025年9月1日とし、効力発生日をもってこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>名糖産業株式会社</u> と称する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社meito</u> と称し、英文では、 <u>MEITO CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条～第36条、附則第1条 (条文省略)	第2条～第36条、附則第1条 (現行どおり)
附則 (新設)	附則 (商号変更の効力発生) 第2条 <u>定款第1条の変更は、2025年9月1日に効力を生じるものとする。なお、本条の規定は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため1名増員して、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	再任 三 矢 益 夫 みつ や ます お	代表取締役社長 グループ代表
2	再任 山 崎 潔 やま ざき きよし	常務取締役 社長補佐 管理・関係会社担当
3	再任 内 木 裕 之 ない き ひろ ゆき	取締役 管理本部長兼総務部長
4	再任 井 尾 哲 也 い お てつ や	取締役 営業本部長兼営業部長 食品事業担当
5	新任 原 田 和 徳 はら だ かず のり	上席執行役員 化成品事業部長兼化成品営業部長 兼八王子工場長

候補者番号

1

みつ

や

ます

お

三 矢 益 夫

(1959年9月3日生)

再任



所有する当社株式の数
16,599株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員
2013年6月 当社取締役
2018年6月 当社常務取締役
2020年4月 当社代表取締役・常務取締役
2020年6月 当社代表取締役社長
2024年6月 当社代表取締役社長 グループ代表（現任）

重要な兼職の状況

名糖アダムス株式会社 代表取締役副社長
株式会社エースペーカリー 代表取締役社長
プリンスゴルフ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やま

ざき

山 崎

きよし

潔

(1957年9月3日生)

再任



所有する当社株式の数
11,882株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2008年6月 当社経理部長
2011年6月 当社執行役員経理部長
2015年6月 当社取締役総務部長兼経理部長
2020年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長
2022年4月 当社常務取締役管理本部長・関係会社担当
2024年4月 当社常務取締役社長補佐 管理・関係会社担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社の管理部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ない

き

ひろ

ゆき

内 木 裕 之

(1964年5月5日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2017年6月 当社名古屋工場長
2018年6月 当社執行役員名古屋工場長
2018年8月 当社執行役員名古屋工場長兼瀬戸工場長
2019年6月 当社取締役名古屋工場長兼瀬戸工場長
2019年10月 当社取締役生産本部長兼瀬戸工場長
2020年6月 当社取締役生産本部長兼業務部長
2022年4月 当社取締役生産本部長兼業務部長兼食品開発部長
2023年5月 当社取締役生産本部長兼食品開発部長
2024年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）

所有する当社株式の数
7,510株

取締役候補者とした理由

当社の管理部門、生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

い

お

てつ

や

井 尾 哲 也

(1965年11月29日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2020年6月 当社営業部長
2022年4月 当社営業本部副本部長兼営業部長
2022年6月 当社執行役員営業本部長兼営業部長
2023年6月 当社上席執行役員営業本部長兼営業部長
2024年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 食品事業担当（現任）

所有する当社株式の数
3,838株

取締役候補者とした理由

当社の販売部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

はら だ かず のり
原 田 和 徳

(1968年9月10日生)

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2018年6月 当社東京研究所長
- 2020年8月 当社執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼東京研究所長
- 2023年6月 当社上席執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼東京研究所長
- 2024年6月 当社上席執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長兼八王子工場長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の化成成品事業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

2,988株

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
- (1) 三矢益夫氏は、名糖アダムス株式会社の代表取締役副社長を兼務し、当社は同社との間で製品販売等の取引を行っております。
 - (2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三矢益夫氏、山崎潔氏、内木裕之氏および井尾哲也氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、また新任候補者の原田和徳氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち山本光子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

やま もと みつ こ
山 本 光 子 (戸籍上の氏名：安藤光子)
(1957年1月1日生)

再任 社外 独立



所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 ウーマンスタッフ株式会社入社
- 1985年4月 同社取締役営業本部長
- 1998年9月 ピープルスタッフ株式会社に社名変更
同社専務取締役
- 2016年7月 テンプスタッフ株式会社と統合
同社取締役専務執行役員
- 2017年7月 パーソルテンプスタッフ株式会社に社名変更
- 2019年7月 同社取締役
- 2020年7月 同社相談役(常勤)(現任)
学校法人名城大学社外監事(現任)
- 2021年6月 中央発條株式会社社外取締役(現任)
- 2022年6月 アイカ工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2023年6月 竹田iPホールディングス株式会社社外取締役(現任)
当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

- パーソルテンプスタッフ株式会社 常勤相談役
- 中央発條株式会社 社外取締役
- アイカ工業株式会社 社外取締役(監査等委員)
- 学校法人名城大学 社外監事
- 竹田iPホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

企業経営の豊富な経験と特に労務管理に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山本光子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 3. 当社は、山本光子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、山本光子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、同氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
 5. 山本光子氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	地位	専門性および経験								
		経営・戦略	ESG・SDGs	財務・会計	人事・労務	コンプライアンス・リスク管理	マーケティング・営業	グローバル	研究・生産・物流	情報システム
三矢 益夫	代表取締役社長 グループ代表	●	●	●	●	●	●	●	●	
山崎 潔	常務取締役 社長補佐管理・ 関係会社担当	●	●	●	●	●		●		●
内木 裕之	取締役 管理本部長 兼総務部長	●	●	●	●	●	●	●	●	
井尾 哲也	取締役 営業本部長 兼営業部長 食品事業担当	●	●			●	●	●		
原田 和徳	取締役 化成品事業部長 兼化成品営業部長 兼八王子工場長	●	●			●	●	●	●	
和波 宏隆	取締役 常勤監査等委員	●	●		●	●	●		●	
宮 博則	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●		●		●
宮本 正司	社外取締役 監査等委員	●	●	●		●		●		●
山本 光子	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●	●			

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などを背景に、景気に緩やかな回復がみられました。一方で、物価上昇や米国の通商政策の動向など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、原材料価格の高騰や人件費・物流費の上昇などに起因する商品価格改定の影響が顕著となり、消費者の節約志向が高まるなど、企業にとって厳しい経営環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、企業価値の向上を目指し、「Challenge for the future未来を創造する挑戦」をスローガンとした、新中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」をスタートさせました。商品の安全性確保と品質の向上に引き続き注力するとともに、おいしさ・たのしさ・健康を追求した高付加価値商品の提供、中核ブランドの「アルファベットチョコレート」や「ぷくぷくたい」、「スティックメイト」シリーズなどのプロモーションを推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2024年2月に連結子会社化した株式会社おいもやの売上の純増分もあり、前連結会計年度比15.1%増の28,071百万円と大きく上回る結果となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や商品の内容量変更・価格改定による売上原価率の改善に加えて、株式会社おいもやの利益が加わったことや、その他の子会社の業績が好調に推移したことなどにより、前連結会計年度比505.7%増の1,405百万円となりました。また、経常利益は、営業利益の改善に加えて受取配当金が増加したことなどにより、前連結会計年度比86.8%増の2,671百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益3,363百万円などを計上しました結果、4,719百万円の純利益となりました。なお、前連結会計年度は、703百万円の純損失でした。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

各部門の売上高は、次のとおりであります。

(百万円)

	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	対前連結会計年度 増減率	対前連結会計年度 増減額
菓子	18,805	15,737	19.5%	3,067
粉末飲料	2,864	2,838	0.9%	25
冷菓	2,308	2,097	10.0%	210
その他食品	427	360	18.5%	66
食品事業計	24,405	21,035	16.0%	3,370

当連結会計年度におきましては、原材料価格の高騰やエネルギーコストの高止まりなどの厳しい経営環境により、一部商品の内容量の変更や価格改定を実施しました。

主力の菓子部門につきましては、「ぷくぷくたい発売35周年プレゼントキャンペーン」などの販売促進活動の取り組みや連結子会社化した株式会社おいもやの主要商品である芋菓子の売上が寄与したことなどにより、大幅な増収となりました。チョコレート類は、中核ブランドの「アルファベットチョコレート」などの売上が増えたことにより増収となりました。キャンディ類は、自社商品の売上が減少しましたが、受託商品の売上が増加したことにより前連結会計年度並みの売上となりました。そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカーリーは、「凍らせて食べるシャーベット」シリーズの販売が好調なゼリー類の売上が大きく伸びて増収となりました。

粉末飲料部門につきましては、テレビCMなどの販売施策に取り組みましたところ、「ロイヤルミルクティー」などが売上を落としましたが、「香り高いミルクココア」の売上が増加したことにより、若干の増収となりました。

また、冷菓部門につきましては、自社商品・受託商品ともに記録的猛暑や残暑が長引いたこともあり好調に推移し、増収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比16.0%増の24,405百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や商品の内容量変更・価格改定による売上原価率の改善に加えて、株式会社おいもやの利益が加わったことや、その他の子会社の業績が好調に推移したことなどにより、前連結会計年度比289.8%増の1,477百万円となりました。

化成品事業

各部門の売上高は、次のとおりであります。

(百万円)

	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	対前連結会計年度 増減率	対前連結会計年度 増減額
酵素	1,873	1,749	7.1%	123
薬品	1,316	1,137	15.7%	179
その他化成品	199	187	6.4%	11
化成品事業計	3,389	3,074	10.2%	314

酵素部門につきましては、海外を主な市場としており、海外企業との販売競争が激化するなか、精力的な営業活動を推進しました。その結果、チーズ用凝乳酵素「レンネット」は前連結会計年度並みの売上でしたが、脂肪分解酵素「リパーゼ」は海外市場にて売上が大きく伸びて増収となりました。

また、薬品部門につきましては、乳癌転移検出用医療機器で使用される「デキストランマグネタイト」の売上が拡大して増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比10.2%増の3,389百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の拡大や利益率の高い製品の販売が好調に推移したことなどにより、前連結会計年度比38.9%増の837百万円となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、賃貸駐車場を売却したことなどにより、売上高は前連結会計年度比2.3%減の276百万円となり、営業利益は前連結会計年度比5.3%減の94百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2,921百万円で、主なものは愛知県清須市の新工場建設の購入手付金などであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、雇用情勢や所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きがみられたものの、原材料価格の高騰や物価上昇による消費者の節約志向の強まりに加え、人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小といった構造的な課題も重なり、先行き不透明な経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは「Challenge for the future 未来を創造する挑戦」をスローガンに掲げ、3ヵ年計画である中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」を推進しております。

本計画では、最終年度である2026年度において、売上高300億円、営業利益18億円、経常利益30億円、ROE 5%以上、PBR 1倍の達成を経営目標として掲げております。

・中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」概要



*1 未来の目標から逆算してステップを計画する思考方法

*2 企業の事業の構成やバランスを一覧化したもの

<経営目標（経営指標）>

連結売上高 300 億円	連結営業利益 18 億円	連結経常利益 30 億円	ROE 5.0% 以上	PBR 1.0 倍
------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	---------------------

初年度となる2024年度は、売上高280億円、営業利益14億円、経常利益26億円、ROE8.9%、PBR0.6倍で着地いたしました。

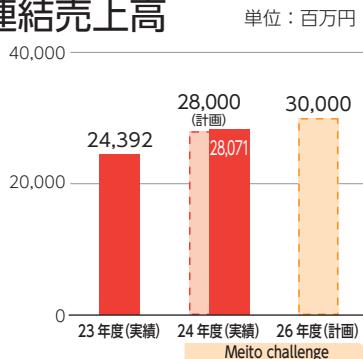
この実績は、本計画における2024年度の売上高280億円、営業利益8億円、経常利益20億円をいずれも上回り、また前連結会計年度と比較しても、売上高は15.1%、営業利益は505.7%、経常利益は86.8%の増加となり、順調なスタートを切ることができました。

食品事業においては中核ブランドの認知度向上および売上拡大を目的としたSNS広告やテレビCM、プレゼントキャンペーンなどの施策が奏功し、化成品事業においても高付加価値商品のグローバル展開を強化するなどの販売戦略が成果を挙げております。さらに、2024年2月に連結子会社化した株式会社おいもやの寄与もあり、売上高は大幅に伸ばいたしました。

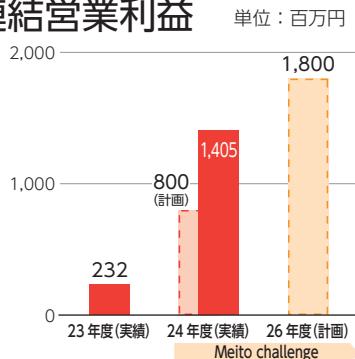
また、両事業において設備増強および増産体制の確立など、生産戦略も着実に進行しており、売上・利益ともに堅調に推移しております。

あわせて、ROEおよびPBRについても、引き続き資本効率の向上に取り組み、財務戦略を推し進め目標値を目指してまいります。

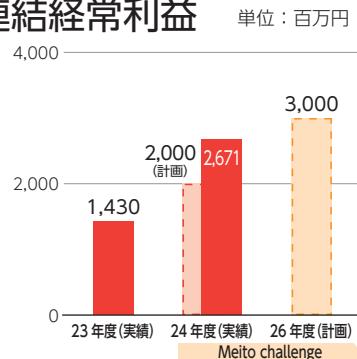
連結売上高



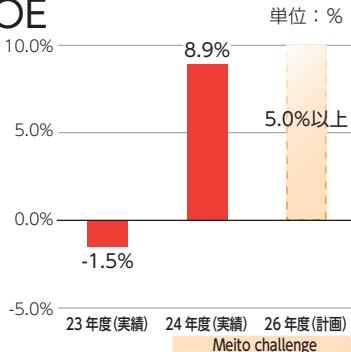
連結営業利益



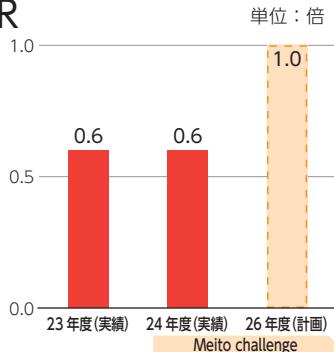
連結経常利益



ROE



PBR



財務戦略において、当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を実施する方針としております。この基本方針のもと、当期は業績動向等を勘案し、中期経営計画期間中の配当金に関する経営指標（KPI）として、各年度において1株あたり5円の増配を実施することを決定いたしました。これにより、年間配当は2025年3月期を35円とし、2026年3月期は40円、2027年3月期には45円を計画しております。

なお、本総会におきまして、定款の一部変更をご承認いただくことを条件として、商号を「株式会社meito」へ変更することといたしました。長きにわたりお客様に親しまれてきたブランド「meito」と商号を統一することで、国内外での発展を目指し、さらなるブランド認知と企業価値の向上を図ってまいります。

また、2025年2月に迎えました創立80周年を機に、多角化した当社グループの存在意義を見つめ直し、新たにパーパス「カラダもココロも豊かで楽しい毎日に」を制定いたしました。このパーパスは、当社グループの社会的存在意義と方向性を明確にしたものです。新たな商号とパーパスのもと、グループ一丸となって持続的な成長と企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 80 期 (2022年 3 月期)	第 81 期 (2023年 3 月期)	第 82 期 (2024年 3 月期)	第 83 期 (2025年 3 月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	21,136	22,727	24,392	28,071
経常利益 (百万円)	1,233	1,132	1,430	2,671
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	1,816	700	△703	4,719
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	107.50	41.47	△41.59	278.83
総 資 産 (百万円)	70,867	70,276	82,247	83,325
純 資 産 (百万円)	44,713	44,637	51,068	54,912

(注) 第83期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第82期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エースベーカーリー	40,000千円	100.00%	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000千円	100.00%	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000千円	100.00%	ゴルフ場経営
株式会社ピーシーエス	10,000千円	100.00%	ソフトウェアの開発販売
株式会社おいもや	7,000千円	100.00%	食品の販売
株式会社平松商店	7,000千円	100.00%	食品の製造販売

(注) 当社は2025年3月6日に株式会社ピーシーエスの株式を取得し連結子会社としております。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000千円	50.00%	食品の製造

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、粉末飲料、ゼリー、バウムクーヘン、アイスクリーム、芋菓子、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、香料（食品添加物）、デキストラン鉄（動物薬）、混合飼料
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本社	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店	東京支店（東京都千代田区）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
営業所	化成品営業部（東京都立川市）
工場	瀬戸工場（愛知県瀬戸市）、名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

②子会社

株式会社エースペーカーリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）
株式会社ピーシーエス（名古屋市中村区）
株式会社おもや（静岡県掛川市）
株式会社平松商店（静岡県掛川市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
627名	37名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員257名）は含んでおりません。
2. 前期末に比べ、従業員数が37名増加しております。
主な理由は株式会社ピーシーエスの子会社化によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,580百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,446百万円
株式会社大垣共立銀行	2,040百万円
株式会社あいち銀行	436百万円
株式会社福岡銀行	240百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円
株式会社日本政策金融公庫	172百万円

- (注) 株式会社中京銀行は、2025年1月1日付で株式会社愛知銀行と合併し、株式会社あいち銀行に商号変更しております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,289,308株 (自己株式361,525株を含む)
- (3) 株主数 26,447名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
興和株式会社	1,560 千株	9.22 %
名糖産業取引先持株会	1,387 千株	8.19 %
高砂香料工業株式会社	753 千株	4.44 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	749 千株	4.42 %
株式会社大垣共立銀行	600 千株	3.54 %
名糖運輸株式会社	537 千株	3.17 %
東邦瓦斯株式会社	453 千株	2.67 %
株式会社三菱UFJ銀行	401 千株	2.37 %
キッコーマン株式会社	352 千株	2.08 %
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	337 千株	1.99 %

(注) 当社は、自己株式361,525株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1,700株	4名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長		三	矢 益 夫	グループ代表 名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースペーカーリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
常務取締役		山	崎 潔	社長補佐 管理・関係会社担当
取締役		内	木 裕 之	管理本部長兼総務部長
取締役		井	尾 哲 也	営業本部長兼営業部長 食品事業担当
取締役（常勤監査等委員）		和	波 宏 隆	
取締役（監査等委員）		宮	博 則	弁護士
取締役（監査等委員）		宮	本 正 司	公認会計士 アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員） パーソルテンプスタッフ株式会社常勤相談役 中央発條株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）		山	本 光 子	アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員） 学校法人名城大学社外監事 竹田 i Pホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮 博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は社外取締役であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集や重要な会議への出席、会計監査人および内部監査室との十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、和波宏隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役三矢益夫氏、山崎潔氏、内木裕之氏、井尾哲也氏、和波宏隆氏、宮博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての取締役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。なお、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を促進し、優秀な人材を獲得・保持することを重視し、取締役の個人別の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には毎年の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみを支払うこととする。

なお、個人別の報酬額等の決定については、代表取締役が基本方針に基づき案を策定し、取締役会の諮問に応じ指名・報酬委員会の審議、答申を経て取締役会で決議するものとする。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議で決定するものとする。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

1.基本報酬（金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬を固定報酬と賞与に配分し、当社の収益状況や各取締役の業績、役位、職責、在任年数に応じて、外部機関の調査データや従業員の年収の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

固定報酬と賞与の割合については、世間相場や従業員の給与と賞与の割合を考慮し決定するものとする。

監査等委員である取締役に対しては、基本報酬としての固定報酬のみを支給するものとする。

固定報酬は毎月、賞与は6月と12月に支給するものとする。

2.株式報酬（非金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が企業価値の持続的な向上を図り、株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を割り当て、数は役位ごとに設定し、一定時期に支給するものとする。

ウ. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、外部機関の調査データや当社と関連する業種・業態の企業の水準等を踏まえ、決定するものとする。

エ. 最近事業年度の報酬の決定プロセス

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2024年6月26日開催の取締役会で決定いたしました。当該取締役会では各取締役の報酬等の金額は当社の収益状況や各取締役の業績などから相当であり、基本方針に沿うものであると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役の報酬は、2024年6月26日に監査等委員である取締役の協議で決定いたしました。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額は、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

上記報酬等のほか、2022年6月28日開催の第80期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役については、2023年6月27日開催の第81期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	69	65	—	3	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28 (15)	28 (15)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として取締役 (監査等委員を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
アイカ工業株式会社、パーソルテンプスタッフ株式会社、中央発條株式会社、学校法人名城大学、竹田 i P ホールディングス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
ア. 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	宮 博 則	当事業年度開催の取締役会 8 回、監査等委員会 10 回および指名報酬委員会 4 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	宮 本 正 司	当事業年度開催の取締役会 8 回、監査等委員会 10 回および指名報酬委員会 4 回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	山 本 光 子	当事業年度開催の取締役会 8 回の全て、監査等委員会 10 回中 9 回および指名報酬委員会 4 回中 3 回に出席し、主に企業経営の豊富な経験、見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮博則氏は主に弁護士、宮本正司氏は主に公認会計士としての専門的見地より、また山本光子氏は企業経営の豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っており、また監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。さらに宮博則氏は取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、宮本正司氏、山本光子氏は同委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に寄与しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,000千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬5,500千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針であります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	17,395	流動負債	8,838
現金及び預金	7,194	支払手形及び買掛金	2,882
受取手形	51	1年内返済予定の長期借入金	796
売掛金	5,494	未払金	713
商品及び製品	1,915	未払費用	2,692
仕掛品	785	未払法人税等	1,346
原材料及び貯蔵品	1,785	固定資産撤去費用引当金	62
その他	203	その他	344
貸倒引当金	△35	固定負債	19,574
固定資産	65,929	長期借入金	8,342
有形固定資産	20,249	繰延税金負債	8,410
建物及び構築物	9,523	役員退職慰労引当金	13
機械装置及び運搬具	4,850	退職給付に係る負債	2,435
工具、器具及び備品	291	その他	371
土地	3,863	負 債 合 計	28,412
建設仮勘定	1,719	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	2,057	株主資本	32,709
商標権	1,447	資本金	1,335
のれん	460	資本剰余金	98
その他	149	利益剰余金	31,965
投資その他の資産	43,621	自己株式	△689
投資有価証券	43,064	その他の包括利益累計額	22,202
長期貸付金	10	その他有価証券評価差額金	22,004
繰延税金資産	17	退職給付に係る調整累計額	197
その他	558		
貸倒引当金	△28	純 資 産 合 計	54,912
資 産 合 計	83,325	負債・純資産合計	83,325

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		28,071
売上原価		20,086
売上総利益		7,985
販売費及び一般管理費		6,579
営業利益		1,405
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,170	
持分法による投資利益	43	
企業立地奨励金	140	
その他	33	1,387
営業外費用		
支払利息	52	
固定資産除売却損	60	
その他	9	122
経常利益		2,671
特別利益		
投資有価証券売却益	3,363	
固定資産売却益	342	3,706
特別損失		
固定資産除売却損	5	5
税金等調整前当期純利益		6,371
法人税、住民税及び事業税	1,584	
法人税等調整額	67	1,652
当期純利益		4,719
親会社株主に帰属する当期純利益		4,719

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	14,524	流動負債	7,050
現金及び預金	5,693	支払手形	284
受取手形	42	買掛金	1,701
売掛金	4,586	1年内返済予定の長期借入金	742
商品及び製品	1,650	未払金	474
仕掛品	778	未払費用	2,461
原材料及び貯蔵品	1,598	未払法人税等	1,080
その他	209	固定資産撤去費用引当金	62
貸倒引当金	△35	その他	243
固定資産	64,254	固定負債	18,765
有形固定資産	18,786	長期借入金	8,164
建物	8,478	繰延税金負債	7,818
構築物	734	退職給付引当金	2,543
機械及び装置	4,172	その他	239
車両運搬具	9		
工具、器具及び備品	264	負 債 合 計	25,815
土地	3,738	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	1,387	株主資本	31,079
無形固定資産	143	資本金	1,335
投資その他の資産	45,324	資本剰余金	98
投資有価証券	41,809	資本準備金	98
関係会社株式	3,039	利益剰余金	30,335
長期貸付金	12	利益準備金	328
その他	488	その他利益剰余金	30,007
貸倒引当金	△25	配当準備積立金	720
		固定資産圧縮積立金	1,614
		別途積立金	22,700
		繰越利益剰余金	4,972
		自己株式	△689
		評価・換算差額等	21,883
		その他有価証券評価差額金	21,883
		純 資 産 合 計	52,963
資 産 合 計	78,778	負債・純資産合計	78,778

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,102
売上原価		14,783
売上総利益		5,318
販売費及び一般管理費		4,301
営業利益		1,017
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,171	
企業立地奨励金	140	
その他	11	1,323
営業外費用		
支払利息	50	
固定資産除売却損	57	
その他	4	111
経常利益		2,229
特別利益		
投資有価証券売却益	2,754	
固定資産売却益	342	3,097
特別損失		
固定資産除売却損	5	5
税引前当期純利益		5,320
法人税、住民税及び事業税	1,287	
法人税等調整額	149	1,436
当期純利益		3,883

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

名糖産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	和 波 宏 隆	Ⓔ
監 査 等 委 員	宮 博 則	Ⓔ
監 査 等 委 員	宮 本 正 司	Ⓔ
監 査 等 委 員	山 本 光 子	Ⓔ

(注) 監査等委員 宮博則、宮本正司及び山本光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市 中村区 平池町 四丁目 60 番地 12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 4 階 大会議室 406・407
交通機関 あおなみ線 ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約 3 分

■ 駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

